# 議 案 参 考 資 料

［令和 8 年第 4 回定例会(12 月)］

［担当課(室)係(担当)］

人材育成課　人事給与担当

**議案名**

議案第 84 号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

**趣旨・目的**

議会の議員の議員報酬の額及び期末手当の支給月数について、所要の改正を行おうとするものです。

**概　要**

1　議員報酬に係る改正

議員報酬の額を、現行の額からそれぞれ 2 万円引き上げます。

| | 現行 | 改正案 | 比較 |
|---|---|---|---|
| 議長 | 月額 49 万 8,000 円 | 月額 51 万 8,000 円 | 2 万円引上げ |
| 副議長 | 月額 44 万 9,000 円 | 月額 46 万 9,000 円 | 2 万円引上げ |
| 議員 | 月額 43 万 2,000 円 | 月額 45 万 2,000 円 | 2 万円引上げ |

(施行期日：令和 9 年 4 月 1 日)

2　期末手当に係る改正

一般職の職員の給与改定に準じ、議会の議員の期末手当の支給月数を 0.05 月引き上げます。(年間支給月数 4.6 月⇒4.65 月)

［令和 8 年 12 月 1 日から適用］

(施行期日：公布の日)

**背景・経過**

令和 8 年 11 月 9 日、市長の諮問機関である桐生市特別職報酬等審議会から議会の議員の議員報酬について引き上げることが適当であるとの答申がなされました。当該答申内容を尊重し、議員報酬の額の改正を行おうとするものです。

また、一般職の職員の給与改定に準じて、議会の議員の期末手当の支給月数についても改正を行おうとするものです。